

【 厚生労働大臣が定める揭示事項 】

(令和7年6月1日現在)

1 入院基本料に関する事項（2階A病棟）

2階A病棟～4階B病棟（8病棟） 375床 療養病棟入院基本料 1
（ 2階A病棟 届出病床数 42床 療養病棟入院基本料 1 ）

当病棟では、1日7人以上の看護職員（看護師及び准看護師）及び7人以上の看護補助者が勤務しています。尚、時間帯毎の配置は次の通りです。

☐看護職員（看護師及び准看護師）

7：30～8：00まで、看護職員1人あたりの受持ち数は23人以内です。
8：00～9：00まで、看護職員1人あたりの受持ち数は23人以内です。
9：00～10：00まで、看護職員1人あたりの受持ち数は12人以内です。
10：00～11：30まで、看護職員1人あたりの受持ち数は10人以内です。
11：30～15：30まで、看護職員1人あたりの受持ち数は10人以内です。
15：30～16：00まで、看護職員1人あたりの受持ち数は12人以内です。
16：00～17：00まで、看護職員1人あたりの受持ち数は12人以内です。
17：00～18：00まで、看護職員1人あたりの受持ち数は24人以内です。
18：00～19：30まで、看護職員1人あたりの受持ち数は42人以内です。
19：30～7：30まで、看護職員1人あたりの受持ち数は42人以内です。

☐看護補助者

7：00～8：00まで、看護職員1人あたりの受持ち数は15人以内です。
8：00～9：00まで、看護職員1人あたりの受持ち数は15人以内です。
9：00～10：00まで、看護職員1人あたりの受持ち数は23人以内です。
10：00～11：30まで、看護職員1人あたりの受持ち数は16人以内です。
11：30～15：00まで、看護職員1人あたりの受持ち数は10人以内です。
15：00～16：00まで、看護職員1人あたりの受持ち数は18人以内です。
16：00～17：00まで、看護職員1人あたりの受持ち数は26人以内です。
17：00～19：30まで、看護職員1人あたりの受持ち数は17人以内です。
19：30～7：00まで、看護職員1人あたりの受持ち数は42人以内です。

【 厚生労働大臣が定める揭示事項 】

(令和 7 年 6 月 1 日現在)

1 入院基本料に関する事項（2 階 B 病棟）

2 階 A 病棟～4 階 B 病棟（8 病棟） 3 7 5 床 療養病棟入院基本料 1
（ 2 階 B 病棟 届出病床数 4 0 床 療養病棟入院基本料 1 ）

当病棟では、1 日 6 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）及び 6 人以上の看護補助者が勤務しています。尚、時間帯毎の配置は次の通りです。

☐看護職員（看護師及び准看護師）

7：30～ 8：00 まで、看護職員 1 人あたりの受持ち数は 2 0 人以内です。
8：00～ 9：00 まで、看護職員 1 人あたりの受持ち数は 2 0 人以内です。
9：00～10：00 まで、看護職員 1 人あたりの受持ち数は 1 1 人以内です。
10：00～11：30 まで、看護職員 1 人あたりの受持ち数は 1 1 人以内です。
11：30～15：30 まで、看護職員 1 人あたりの受持ち数は 1 1 人以内です。
15：30～16：00 まで、看護職員 1 人あたりの受持ち数は 1 4 人以内です。
16：00～17：00 まで、看護職員 1 人あたりの受持ち数は 1 4 人以内です。
17：00～18：00 まで、看護職員 1 人あたりの受持ち数は 3 9 人以内です。
18：00～19：30 まで、看護職員 1 人あたりの受持ち数は 3 9 人以内です。
19：30～ 7：30 まで、看護職員 1 人あたりの受持ち数は 3 9 人以内です。

☐看護補助者

7：00～ 8：00 まで、看護職員 1 人あたりの受持ち数は 1 5 人以内です。
8：00～ 9：00 まで、看護職員 1 人あたりの受持ち数は 1 5 人以内です。
9：00～10：00 まで、看護職員 1 人あたりの受持ち数は 2 4 人以内です。
10：00～11：30 まで、看護職員 1 人あたりの受持ち数は 1 7 人以内です。
11：30～15：00 まで、看護職員 1 人あたりの受持ち数は 1 2 人以内です。
15：00～16：00 まで、看護職員 1 人あたりの受持ち数は 2 2 人以内です。
16：00～17：00 まで、看護職員 1 人あたりの受持ち数は 3 6 人以内です。
17：00～19：30 まで、看護職員 1 人あたりの受持ち数は 2 0 人以内です。
19：30～ 7：00 まで、看護職員 1 人あたりの受持ち数は 4 0 人以内です。

【 厚生労働大臣が定める揭示事項 】

(令和7年6月1日現在)

1 入院基本料に関する事項（2階C病棟）

2階A病棟～4階B病棟（8病棟） 375床 療養病棟入院基本料 1
（ 2階C病棟 届出病床数 40床 療養病棟入院基本料 1 ）

当病棟では、1日6人以上の看護職員（看護師及び准看護師）及び6人以上の看護補助者が勤務しています。尚、時間帯毎の配置は次の通りです。

☐看護職員（看護師及び准看護師）

7：30～9：00まで、看護職員1人あたりの受持ち数は20人以内です。
9：00～10：00まで、看護職員1人あたりの受持ち数は20人以内です。
10：00～11：30まで、看護職員1人あたりの受持ち数は13人以内です。
11：30～12：00まで、看護職員1人あたりの受持ち数は10人以内です。
12：00～13：00まで、看護職員1人あたりの受持ち数は10人以内です。
13：00～15：30まで、看護職員1人あたりの受持ち数は12人以内です。
15：30～16：00まで、看護職員1人あたりの受持ち数は12人以内です。
16：00～17：00まで、看護職員1人あたりの受持ち数は20人以内です。
17：00～18：00まで、看護職員1人あたりの受持ち数は30人以内です。
18：00～7：30まで、看護職員1人あたりの受持ち数は38人以内です。

☐看護補助者

7：00～8：00まで、看護職員1人あたりの受持ち数は14人以内です。
8：00～9：00まで、看護職員1人あたりの受持ち数は14人以内です。
9：00～10：00まで、看護職員1人あたりの受持ち数は20人以内です。
10：00～11：30まで、看護職員1人あたりの受持ち数は14人以内です。
11：30～15：00まで、看護職員1人あたりの受持ち数は9人以内です。
15：00～16：00まで、看護職員1人あたりの受持ち数は16人以内です。
16：00～17：00まで、看護職員1人あたりの受持ち数は23人以内です。
17：00～19：30まで、看護職員1人あたりの受持ち数は16人以内です。
19：30～7：00まで、看護職員1人あたりの受持ち数は40人以内です。

【 厚生労働大臣が定める揭示事項 】

(令和7年6月1日現在)

1 入院基本料に関する事項（3階A病棟）

2階A病棟～4階B病棟（8病棟） 375床 療養病棟入院基本料1
（ 3階A病棟 届出病床数 46床 療養病棟入院基本料1 ）

当病棟では、1日7人以上の看護職員（看護師及び准看護師）及び7人以上の看護補助者が勤務しています。尚、時間帯毎の配置は次の通りです。

☐看護職員（看護師及び准看護師）

7：30～8：00まで、看護職員1人あたりの受持ち数は36人以内です。
8：00～9：00まで、看護職員1人あたりの受持ち数は21人以内です。
9：00～10：00まで、看護職員1人あたりの受持ち数は10人以内です。
10：00～12：00まで、看護職員1人あたりの受持ち数は10人以内です。
12：00～15：30まで、看護職員1人あたりの受持ち数は11人以内です。
15：30～16：00まで、看護職員1人あたりの受持ち数は12人以内です。
16：00～17：00まで、看護職員1人あたりの受持ち数は15人以内です。
17：00～18：00まで、看護職員1人あたりの受持ち数は41人以内です。
18：00～19：30まで、看護職員1人あたりの受持ち数は42人以内です。
19：30～7：30まで、看護職員1人あたりの受持ち数は42人以内です。

☐看護補助者

7：00～8：00まで、看護職員1人あたりの受持ち数は17人以内です。
8：00～9：00まで、看護職員1人あたりの受持ち数は17人以内です。
9：00～10：00まで、看護職員1人あたりの受持ち数は19人以内です。
10：00～11：30まで、看護職員1人あたりの受持ち数は14人以内です。
11：30～15：00まで、看護職員1人あたりの受持ち数は9人以内です。
15：00～16：00まで、看護職員1人あたりの受持ち数は13人以内です。
16：00～17：00まで、看護職員1人あたりの受持ち数は18人以内です。
17：00～19：30まで、看護職員1人あたりの受持ち数は16人以内です。
19：30～7：00まで、看護職員1人あたりの受持ち数は44人以内です。

【 厚生労働大臣が定める揭示事項 】

(令和7年6月1日現在)

1 入院基本料に関する事項（3階B病棟）

2階A病棟～4階B病棟（8病棟） 375床 療養病棟入院基本料1
（ 3階B病棟 届出病床数 43床 療養病棟入院基本料1 ）

当病棟では、1日7人以上の看護職員（看護師及び准看護師）及び7人以上の看護補助者が勤務しています。尚、時間帯毎の配置は次の通りです。

☐看護職員（看護師及び准看護師）

7：30～8：00まで、看護職員1人あたりの受持ち数は25人以内です。
8：00～9：00まで、看護職員1人あたりの受持ち数は25人以内です。
9：00～10：00まで、看護職員1人あたりの受持ち数は15人以内です。
10：00～11：30まで、看護職員1人あたりの受持ち数は12人以内です。
11：30～15：30まで、看護職員1人あたりの受持ち数は12人以内です。
15：30～16：00まで、看護職員1人あたりの受持ち数は14人以内です。
16：00～17：00まで、看護職員1人あたりの受持ち数は14人以内です。
17：00～18：00まで、看護職員1人あたりの受持ち数は23人以内です。
18：00～19：30まで、看護職員1人あたりの受持ち数は36人以内です。
19：30～7：30まで、看護職員1人あたりの受持ち数は43人以内です。

☐看護補助者

7：00～8：00まで、看護職員1人あたりの受持ち数は15人以内です。
8：00～9：00まで、看護職員1人あたりの受持ち数は15人以内です。
9：00～10：00まで、看護職員1人あたりの受持ち数は18人以内です。
10：00～11：30まで、看護職員1人あたりの受持ち数は13人以内です。
11：30～15：00まで、看護職員1人あたりの受持ち数は9人以内です。
15：00～16：00まで、看護職員1人あたりの受持ち数は14人以内です。
16：00～17：00まで、看護職員1人あたりの受持ち数は19人以内です。
17：00～19：30まで、看護職員1人あたりの受持ち数は16人以内です。
19：30～7：00まで、看護職員1人あたりの受持ち数は43人以内です。

【 厚生労働大臣が定める揭示事項 】

(令和7年6月1日現在)

1 入院基本料に関する事項（3階C病棟）

2階A病棟～4階B病棟（8病棟） 375床 療養病棟入院基本料1
（ 3階C病棟 届出病床数 44床 療養病棟入院基本料1 ）

当病棟では、1日7人以上の看護職員（看護師及び准看護師）及び7人以上の看護補助者が勤務しています。尚、時間帯毎の配置は次の通りです。

☐看護職員（看護師及び准看護師）

7：30～8：00まで、看護職員1人あたりの受持ち数は25人以内です。
8：00～9：00まで、看護職員1人あたりの受持ち数は25人以内です。
9：00～10：00まで、看護職員1人あたりの受持ち数は15人以内です。
10：00～11：30まで、看護職員1人あたりの受持ち数は12人以内です。
11：30～15：30まで、看護職員1人あたりの受持ち数は11人以内です。
15：30～16：00まで、看護職員1人あたりの受持ち数は14人以内です。
16：00～17：00まで、看護職員1人あたりの受持ち数は14人以内です。
17：00～18：00まで、看護職員1人あたりの受持ち数は22人以内です。
18：00～19：30まで、看護職員1人あたりの受持ち数は38人以内です。
19：30～7：30まで、看護職員1人あたりの受持ち数は44人以内です。

☐看護補助者

7：00～8：00まで、看護職員1人あたりの受持ち数は15人以内です。
8：00～9：00まで、看護職員1人あたりの受持ち数は15人以内です。
9：00～10：00まで、看護職員1人あたりの受持ち数は15人以内です。
10：00～11：30まで、看護職員1人あたりの受持ち数は12人以内です。
11：30～15：00まで、看護職員1人あたりの受持ち数は9人以内です。
15：00～16：00まで、看護職員1人あたりの受持ち数は13人以内です。
16：00～17：00まで、看護職員1人あたりの受持ち数は18人以内です。
17：00～19：30まで、看護職員1人あたりの受持ち数は19人以内です。
19：30～7：00まで、看護職員1人あたりの受持ち数は44人以内です。

【 厚生労働大臣が定める揭示事項 】

(令和7年6月1日現在)

1 入院基本料に関する事項（4階A病棟）

2階A病棟～4階B病棟（8病棟） 375床 療養病棟入院基本料1
（ 4階A病棟 届出病床数 60床 療養病棟入院基本料1 ）

当病棟では、1日9人以上の看護職員（看護師及び准看護師）及び9人以上の看護補助者が勤務しています。尚、時間帯毎の配置は次の通りです。

☐看護職員（看護師及び准看護師）

7：30～8：00まで、看護職員1人あたりの受持ち数は30人以内です。
8：00～9：00まで、看護職員1人あたりの受持ち数は30人以内です。
9：00～10：00まで、看護職員1人あたりの受持ち数は17人以内です。
10：00～11：30まで、看護職員1人あたりの受持ち数は15人以内です。
11：30～15：30まで、看護職員1人あたりの受持ち数は14人以内です。
15：30～16：00まで、看護職員1人あたりの受持ち数は17人以内です。
16：00～17：00まで、看護職員1人あたりの受持ち数は17人以内です。
17：00～18：00まで、看護職員1人あたりの受持ち数は30人以内です。
18：00～19：30まで、看護職員1人あたりの受持ち数は41人以内です。
19：30～7：30まで、看護職員1人あたりの受持ち数は59人以内です。

☐看護補助者

7：00～8：00まで、看護職員1人あたりの受持ち数は20人以内です。
8：00～9：00まで、看護職員1人あたりの受持ち数は20人以内です。
9：00～10：00まで、看護職員1人あたりの受持ち数は21人以内です。
10：00～11：30まで、看護職員1人あたりの受持ち数は16人以内です。
11：30～15：00まで、看護職員1人あたりの受持ち数は12人以内です。
15：00～16：00まで、看護職員1人あたりの受持ち数は18人以内です。
16：00～17：00まで、看護職員1人あたりの受持ち数は24人以内です。
17：00～19：30まで、看護職員1人あたりの受持ち数は24人以内です。
19：30～7：00まで、看護職員1人あたりの受持ち数は60人以内です。

【 厚生労働大臣が定める揭示事項 】

(令和 7 年 6 月 1 日現在)

1 入院基本料に関する事項（4 階 B 病棟）

2 階 A 病棟～ 4 階 B 病棟（8 病棟） 3 7 5 床 療養病棟入院基本料 1
（ 4 階 B 病棟 届出病床数 6 0 床 療養病棟入院基本料 1 ）

当病棟では、1 日 9 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）及び 9 人以上の看護補助者が勤務しています。尚、時間帯毎の配置は次の通りです。

☐看護職員（看護師及び准看護師）

7：30～ 8：00 まで、看護職員 1 人あたりの受持ち数は 3 8 人以内です。
8：00～ 9：00 まで、看護職員 1 人あたりの受持ち数は 3 8 人以内です。
9：00～10：00 まで、看護職員 1 人あたりの受持ち数は 1 9 人以内です。
10：00～11：30 まで、看護職員 1 人あたりの受持ち数は 1 5 人以内です。
11：30～15：30 まで、看護職員 1 人あたりの受持ち数は 1 5 人以内です。
15：30～16：00 まで、看護職員 1 人あたりの受持ち数は 1 7 人以内です。
16：00～17：00 まで、看護職員 1 人あたりの受持ち数は 1 7 人以内です。
17：00～18：00 まで、看護職員 1 人あたりの受持ち数は 3 0 人以内です。
18：00～19：30 まで、看護職員 1 人あたりの受持ち数は 5 2 人以内です。
19：30～ 7：30 まで、看護職員 1 人あたりの受持ち数は 5 7 人以内です。

☐看護補助者

7：00～ 8：00 まで、看護職員 1 人あたりの受持ち数は 2 7 人以内です。
8：00～ 9：00 まで、看護職員 1 人あたりの受持ち数は 2 7 人以内です。
9：00～10：00 まで、看護職員 1 人あたりの受持ち数は 2 4 人以内です。
10：00～11：30 まで、看護職員 1 人あたりの受持ち数は 1 8 人以内です。
11：30～15：00 まで、看護職員 1 人あたりの受持ち数は 1 2 人以内です。
15：00～16：00 まで、看護職員 1 人あたりの受持ち数は 1 6 人以内です。
16：00～17：00 まで、看護職員 1 人あたりの受持ち数は 2 8 人以内です。
17：00～19：30 まで、看護職員 1 人あたりの受持ち数は 2 2 人以内です。
19：30～ 7：00 まで、看護職員 1 人あたりの受持ち数は 6 0 人以内です。

2 関東信越厚生局 神奈川事務所への届出事項に関する事項

基本診療料の施設基準等に係る届出	受理番号	算定開始年月日
療養病棟入院基本料（療養1 375床）	（療養入院）第472号	令和5年12月1日
療養病棟療養環境加算2（B・C病棟）	（療養2）第126号	平成30年2月1日
診療録管理体制加算3（R6.6.1 加算2→加算3）	（診療録2）第305号	平成31年4月1日
データ提出加算	（データ提）第236号	平成31年4月1日
認知症ケア加算2	（認ケア）第134号	令和2年10月1日
療養病棟療養環境加算1（A病棟）	（療養1）第142号	令和5年12月1日
療養病棟入院基本料 （告示注11 経腸栄養管理加算）	（療養入院）第472号	令和6年6月1日
歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準	（歯初診）第4394号	平成30年10月1日
歯科外来診療環境体制加算1	（外来環1）第2933号	令和4年6月1日
歯科外来診療感染対策加算1	（外感染1）第2933号	令和6年6月1日
歯科外来診療医療安全対策加算1	（外安全1）第2933号	令和6年6月1日

特掲診療料の施設基準等に係る届出	受理番号	算定開始年月日
集団コミュニケーション療法料	（集コ）第86号	平成29年3月1日
薬剤管理指導料	（薬）第379号	平成29年8月1日
運動器リハビリテーション料（Ⅰ）	（運Ⅰ）第288号	令和4年1月1日
呼吸器リハビリテーション料（Ⅱ）	（呼Ⅱ）第119号	令和4年1月1日
脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）	（脳Ⅱ）第479号	令和4年9月1日
CT撮影及びMRI撮影 （16列以上64列未満のマルチスライスCT）	（C・M）第912号	令和4年10月1日
入院ベースアップ評価料21	（入ベ21）第3号	令和6年6月1日
外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）	（外在ベⅠ）第1586号	令和6年6月1日
CAD/CAM冠	（歯CAD）第126444号	平成29年3月1日
クラウン・ブリッジ維持管理料	（補管）第7627号	平成29年3月1日
歯科治療時医療管理料	（医管）第2866号	令和4年5月1日
歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）	（歯外在ベⅠ）第996号	令和6年6月1日
歯科技工士連携加算1	（歯技連1）第654号	令和6年6月1日

その他の施設基準等に係る届出	受理番号	算定開始年月日
入院時食事療養（Ⅰ）/入院時生活療養（Ⅰ）	（食）第707号	平成29年3月1日
酸素の購入単価	（酸素）第54316号	令和6年4月1日

3 入院時食事療養及び生活療養について

入院時食事療養／生活療養（Ⅰ）を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っております。管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を以下の時間帯に適温で提供しています。

食事提供時間 朝食 8：00 昼食 12：00 夕食 18：00

4. 明細書の発行状況に関する事項

当院では医療の透明化及び情報提供の観点から、領収書発行の際に個別の診療明細書を無料で発行しております。明細書の発行を希望されない場合には会計窓口にて「診療明細書の発行を希望しない」と申し出て頂きますようお願い致します。尚、明細書の発行につきましては全ての患者様が対象となります。

5 保険外負担に関する事項

保険外負担につきましては以下の通り実費でのご負担をお願いしております。尚、差額室料についてのご負担はございません。

フェイスタオル（消毒を含む）	400 円／日
オシボリタオル（消毒を含む）	450 円／日
バスタオル（消毒を含む）	450 円／日
食事用エプロン等（消毒を含む）	50 円／日
病衣（消毒を含む）	300 円／日
特殊病衣（消毒を含む）	350 円／日
入浴消耗品及び雑貨（シャンプー、石鹸、入浴剤、雑貨、吸飲み等）	250 円／日
私物クリーニング（消毒を含む）	400 円／日
おむつ代	500 円／日
外泊時おむつ	150 円／日
日常雑貨等の購入 （日額で定めるものとは別に購入、価格が1000円を超えるもの）	実費
おやつ代（デザート・バイキング等）	70 円／個
レクリエーション・クラブ（1対1で個別に行うもの）	1,000 円／回
レクリエーション・クラブ（書道・絵画・カラオケ等）	650 円／回
テレビ貸出	300 円／日

理髪代	3,000 円／回
顔そり等	600 円／回より
各種予防接種	実費
文書料（以下、文書料参照）	1,000 円／枚より
特別な処置	実費
私物持ち込み品修理代	実費

（別途、消費税がかかります。）

文書料につきましては以下の通り実費でのご負担をお願いしております。

文書名	金額
一般診断書	3,300 円 （税込み）
一般診断書（生命保険指定用紙）	5,500 円 （税込み）
おむつ使用証明書	1,100 円 （税込み）
健康診断書（老人ホーム用）	5,500 円 （税込み）
紹介状	3,300 円 （税込み）
紹介状（老人ホーム用検査欄有）	5,500 円 （税込み）
障害診断書（生命保険指定用紙）	11,000 円 （税込み）
障害認定診断書（有資格者の医師記載）	5,500 円 （税込み）
死亡診断書（追加）	5,500 円 （税込み）
死亡診断書（生命保険指定用紙）	11,000 円 （税込み）
生活維持・同一証明書	1,100 円 （税込み）
成年後見制度用診断書	11,000 円 （税込み）
入院証明書	1,100 円 （税込み）
入院証明書（生命保険指定用紙）	5,500 円 （税込み）
臨床調査個人票	5,500 円 （税込み）
診断書（交通事故）	11,000 円 （税込み）
入院共済金請求書	5,500 円 （税込み）
保険会社からの回答書	11,000 円 （税込み）
その他書類	3,300 円 （税込み）